

子家発 0720 第 3 号
平成 30 年 7 月 20 日

各

都 指 中	道 定 核	府 都	県 市 市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
(公 印 省 略)

乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施について（依頼）

児童虐待防止対策の推進につきましては、平素よりご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において、国・自治体・関係機関が一体となって、子どもの命を守り、子どもが亡くなる痛ましい事件が二度と繰り返されないよう、児童虐待防止対策の強化に向け、厚生労働省をはじめ、関係府省庁が一丸となって対策に取り組むこととしました。

これを受け、児童虐待防止対策の強化に総合的に取り組むための道筋を示すため取りまとめられた「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、緊急に実施すべき重点対策として「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施」が掲げられたことを受け、下記のとおり調査を実施することとしました。乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等やその家庭は、特に支援を必要としている場合もあることから、各市町村が児童の安全確認を行うに当たっては、要保護児童対策地域協議会の場の活用、児童相談所や警察等の関係機関との連携を図り、これまで「居住実態が把握できない児童への対応について」（平成 27 年 3 月 16 日付け総務省、文部科学省、及び厚生労働省連名通知）に基づき実施してきた取組を参考に、早急な児童の安全確認、状況把握に努めていただくようお願いします。

都道府県におかれましては、管内の市町村（指定都市及び中核市を除く。）に本通知を周知いただくとともに、市町村の調査票の取りまとめ等につきまして、御協力をお願いいたします。

本調査の実施に当たっては、総務省自治行政局、法務省入国管理局、文部科学省初等中等教育局及び警察庁生活安全局と協議済みであることを申し添えます。

なお、本通知による調査は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づき依頼するものです。

記

1 趣旨・目的

本調査は、当該市町村に住民票があるが、乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等

で、福祉サービス等を利用していないなど関係機関が安全を確認できていない子ども（以下の①～④のいずれかに該当。以下「把握対象児童」という。）の情報を市町村において緊急的に把握し、子どもを目視すること等により、福祉や教育等、家庭以外との接触のない子どもの安全確認・安全確保を図ることを目的とするものです。

- ① 乳幼児健康診査、予防接種、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業などの乳幼児を対象とする保健・福祉サービスを受けておらず、家庭への電話、文書、家庭訪問等による勧奨を実施したにも関わらず、連絡・接触ができず、関係機関による安全確認ができない児童
- ② 未就園（保育所、幼稚園、認定こども園等へ入所・入園等をしていない）で、地域子育て支援拠点や一時預かり等の福祉サービス等を利用しておらず、関係機関による安全確認ができない児童
- ③ 市町村教育委員会等が、学校への就園・就学に係る事務（※1）の過程で把握した児童で通園・通学していないもの（※2）のうち、市町村教育委員会が各学校や学校設置者と連携して家庭への電話、文書、家庭訪問等による連絡を試みてもなお連絡・接触ができず、関係機関による安全確認ができない児童
 - ※1 就学時健診、学齢簿の編製、就学説明会等の就園・就学前後の諸手続、幼稚園就園奨励費補助申請、学校において行う事務を含む。
 - ※2
 - ・就学義務の免除又は猶予を受けている児童
 - ・1年以上居所不明のため、学齢簿の編製上、就学義務の免除又は猶予を受けている者と同様に、別に編製されている簿冊に記載（記録）されている児童
 - ・病気や経済的理由、不登校、家庭の事情等により長期欠席している児童 等
- ④ 市町村の児童家庭相談、保育の実施事務、子ども・子育て支援新制度における施設型給付・地域型保育給付や児童手当、児童扶養手当等の児童を対象とした手当（市町村独自の手当も含む。）の支給事務、その他児童福祉行政の実施事務の過程で把握されている家庭の児童で、家庭への電話、文書、家庭訪問等による勧奨を実施したにも関わらず、連絡・接触ができず、それらの行政事務の実施上、必要な各種届出や手続を行っていない家庭に属し、関係機関による安全確認ができない児童（①から③までに該当する児童を除く。）

2 緊急把握の実施

以下により、乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握を実施してください。

(1) 把握対象児童の洗い出し

平成30年6月1日時点において当該市町村に住民登録をしている把握対象児童について、当該市町村の児童福祉部門・母子保健部門等の関係部署のほか、市町村教育委員会等関係機関と連携して情報を収集し、同年9月30日までに把握対象児童数及び各児童に関する情報について把握を行う。

(2) 把握対象児童の安全確認の実施

上記(1)において把握対象児童とされた児童について、速やかに目視等以下のア又はイいずれかの方法により安全確認を行う。ア又はイによる確認が困難な場合には、ウにより慎重に判断を行うこととし、判断に資する十分な情報が得られない場

合には、引き続きア又はイによる確認ができるよう情報収集等の調査を継続して行う。

なお、把握対象児童の安全確認については、9月30日までの洗い出し期間の完了を待つことなく、把握対象児童の存在が判明した時点から随時速やかに安全確認を行う。

安全確認の結果については、児童相談所も構成員となっている要保護児童対策地域協議会において速やかに関係機関と情報共有を行う。当該児童について、虐待の防止や健全育成の観点等から支援が必要な場合は、関係部門で連携して引き続き支援を行っていくとともに、当該児童の保護者に対しては、当該児童の居住実態が把握できない状況となることがないよう転出・転入の際の届出や相談窓口等についての必要な助言・情報共有等を行う。

ア 東京入国管理局への照会により得た当該児童に係る出入（帰）国記録から、当該児童の出国の事実を確認（出国後、入（帰）国記録が無いことの確認を含む。）

イ 住所地市町村の職員、要保護児童対策地域協議会の構成員となっている機関・関係者のほか、住所地市町村が目視による確認を依頼した機関や関係者（他の市町村の機関等を含む。）が、当該児童を目視により確認

ウ ア及びイのほか、住所地市町村が実施した調査等により、当該児童の所在等について得られた情報の信頼性に確信が持てるとして、住所地市町村が判断したことによる所在等の確認

※ 例：海外の学校等に在籍していることが在籍証明書等により確認できた場合

他の市町村の医療機関を受診していることが判明し、その状況が確認できた場合
配偶者からの暴力等により避難しており、祖父母等を通せば確実に児童の状況が確認できる場合

複数の関係機関及び関係者から児童の所在等に関して同一内容の情報が得られた場合

児童が自室に引きこもっているが、市町村の職員等のドア越しの呼びかけには応答し、家族も状況改善に向けて市町村に相談するなど協力的な姿勢が見受けられる場合 等

3 安全確認の状況の報告

上記2により緊急把握を行った把握対象児童数、各児童の安全確認の状況等について、別添1及び2の回答上の留意事項を精読の上、2種類の調査票（調査票1及び調査票2）により、報告をお願いします。

【調査票1】

以下の調査項目について、把握対象児童1人1人の個別の状況を回答すること。

○ 必須回答の調査項目

住所地都道府県名、住所地市町村名、年齢、学年、性別、把握対象児童として判断した主な理由

○ 平成30年6月1日から11月30日までの間に安全確認できた児童について回答する調査項目

居所都道府県名、居所市町村名、安全確認ができた方法、安全確認ができた年月日、安全確認ができた後に行った支援内容 等

○ 平成 30 年 11 月 30 日時点で安全確認ができていない児童について回答する調査項目

要保護児童対策地域協議会へのケース登録状況、児童相談所との情報共有・連携に係る状況、警察との情報共有・連携に係る状況、東京入国管理局への出入(帰)国記録の照会の有無、海外出国・居住の可能性に関する情報の有無、DVで他市町村に避難している可能性に関する情報の有無、所在等を確認する上で生じている個々の問題点 等

【調査票 2】

市町村ごとに、以下の①から⑥に掲げる把握対象児童数を回答してください。

- ① 把握対象児童の数
- ② 把握対象児童のうち、平成 30 年 6 月 1 日から 11 月 30 日までの間に安全確認ができた児童の数
- ③ 平成 30 年 6 月 1 日時点で居住実態が把握できない児童(平成 29 年度調査結果)に該当する児童の数及び当該児童のうち、平成 30 年 6 月 1 日から 11 月 30 日までの間に安全確認ができた児童の数
- ④ 上記③のうち、平成 28 年度調査から居住実態が把握できない児童に該当する児童の数及び当該児童のうち、平成 30 年 6 月 1 日から 11 月 30 日までの間に安全確認ができた児童の数
- ⑤ 上記③のうち、平成 27 年度調査から居住実態が把握できない児童に該当する児童の数及び当該児童のうち、平成 30 年 6 月 1 日から 11 月 30 日までの間に安全確認ができた児童の数
- ⑥ 上記③のうち、平成 26 年度調査から居住実態が把握できない児童に該当する児童の数及び当該児童のうち、平成 30 年 6 月 1 日から 11 月 30 日までの間に安全確認ができた児童の数

※ 市町村内に対象児童が存在しない場合も、調査票 2 を入力の上、提出をお願いします(都道府県名、市町村名を入力し、把握対象児童数を「0」とする。)

4 提出期限等

- (1) 厚生労働省への回答期限(期限厳守)

平成 30 年 12 月 5 日(水)

※ 平成 30 年 11 月 30 日時点でなお安全確認ができていない児童がいる場合は、引き続き安全確認状況等の調査を行うことを予定しています。

- (2) 提出方法

- 平成 30 年 6 月 1 日時点における把握対象児童について、当該児童に関する情報及び安全確認の状況を取りまとめの上、調査票を提出してください。
- 提出期限前に全ての把握対象児童について安全確認できた場合には、提出期限を待たずに調査票を更新の上速やかに提出してください。

- 都道府県においては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）の各調査票を取りまとめの上、提出先メールアドレス宛てに送付をお願いします。
- 提出する際のファイル名は、「【〇〇県（市）】調査票」としてください。
- 指定都市及び中核市においては、都道府県を経由せず、提出先メールアドレス宛てに直接送付をお願いします。
- 送付の際のメールの件名は「【〇〇県（市）】調査票」としてください。
（提出先メールアドレス） jidounetwork@mhlw.go.jp

5 調査結果の公表

調査結果については、取りまとめ次第速やかに公表する予定です。

【厚生労働省担当者】

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
虐待防止対策防止対策推進室
自治体支援係 岩崎、山口（内線 4898）
Tel 03-5253-1111（代表）
03-3595-2166（直通）

別添 1

回答上の留意事項

【調査票 1】

1 回答対象

調査票 1 では、把握対象児童 1 人 1 人の個別の状況を回答してください。

※ 個々の調査対象児童については、住所地市町村ごとに「調査対象児童No.」（回答欄（0））を入力を付して、情報を整理してください（※）。

（※）例えば、東京都町田市で調査対象児童が 3 名存在する場合、「調査対象児童No.」 1～3 を付して整理。

さらに、八王子市で調査対象児童が 2 名存在する場合、町田市からの続きで「調査対象児童No.」 4、5 とはせず、1、2 を付して整理。

2 調査項目及び留意事項

(1) 全把握対象児童について必須回答の調査項目

本調査項目は、平成30年6月1日時点の状況を回答してください。

【問 1】

○ 住所地都道府県名、住所地市町村名（回答欄(1)(2)）＜記述式＞

→ 把握対象児童が記録されている住民基本台帳を備える都道府県名、市町村名を回答してください。

【問 2】

○ 平成 29 年度調査で「居住実態が把握できない児童」として報告していた児童（回答欄(3)）＜選択式＞

→ 平成 30 年 6 月 1 日時点で居住実態が把握できない児童（平成 29 年度調査結果）に該当する把握対象児童を回答してください。

（回答欄(3)：該当＝1、非該当＝0 のうちから選択）

○ 平成 28 年度調査で「居住実態が把握できない児童」として報告していた児童（回答欄(4)）＜選択式＞

→ 平成 30 年 6 月 1 日時点で居住実態が把握できない児童のうち、平成 28 年度調査から継続して居住実態が把握できない児童に該当する把握対象児童を回答してください。

（回答欄(4)：該当＝1、非該当＝0 のうちから選択）

○ 平成27年度調査で「居住実態が把握できない児童」として報告していた児童（回答欄(5)）＜選択式＞

→ 平成30年6月1日時点で居住実態が把握できない児童のうち、平成27年度調査から継続して居住実態が把握できない児童に該当する把握対象児童を回答してください。

（回答欄(5)：該当＝1、非該当＝0 のうちから選択）

- 平成26年度調査で「居住実態が把握できない児童」として報告していた児童
(回答欄(6)) <選択式>

→ 平成30年6月1日時点で居住実態が把握できない児童のうち、平成26年度調査から継続して居住実態が把握できない児童に該当する把握対象児童を回答してください。

(回答欄(6) : 該当=1、非該当=0 のうちから選択)

【問3】

- 年齢、学年、性別 (回答欄(7)~(9)) <選択式>

→ 把握対象児童の年齢、学年、性別を回答してください。

※ 平成30年6月1日時点の状況を回答することに注意してください。

(回答欄(7) : 0歳、1歳、2歳、3歳、4歳、5歳、6歳、7歳、8歳、9歳、10歳、11歳、12歳、13歳、14歳、15歳、16歳、17歳 のうちから選択)

(回答欄(8) : 義務教育就学前、小学生、中学生、義務教育修了後 のうちから選択)

(回答欄(9) : 男、女 のうちから選択)

【問4】

- 把握対象児童として判断した主な事由 (回答欄(10)) <選択式>

→ 把握対象児童として、判断した主な事由については、本通知1の①~④のいずれかを選択してください。

【問5】

- 平成30年6月1日から11月30日までの間に安全確認ができた児童

(回答欄(11)) <選択式>

→ 把握対象児童のうち、平成30年11月30日までの間に安全確認ができた児童を回答してください。

(回答欄(11) : 該当=1、非該当=0 のうちから選択)

- (2) 平成30年6月1日から11月30日までの間に安全確認ができた児童について回答する調査項目

【問6】

- 居所都道府県名、居所市町村名 (回答欄(12)(13)) <記述式>

→ 把握対象児童が住民票を残して居所を移動している場合の移動先の居所の属する都道府県名、市町村名を回答してください。所在等を確認した結果、居所市町村が住所地市町村と同一であった場合も、当該都道府県名及び市町村名を回答してください。

- 住民票上の住所地での居住の有無 (回答欄(14)) <選択式>

→ 居所市町村が住所地市町村と同一であった場合に、継続的な家庭訪問等の結果、住民票上の住所地からは転居しておらず、同所で居住していることが確認できた児童を回答してください。

(回答欄(14) : 住民票上の住所地で居住=1、住民票上の住所地から転居=0
のうちから選択)

【問7】

○ 安全確認ができた方法（回答欄(15)）＜選択式＞

→ 本通知2(2)のア～ウのいずれかを回答してください。

(回答欄(15)：ア 東京入国管理局に照会し、出国確認

イ 目視により確認

ウ 信頼性に確信が持てる情報を入手したことにより確認
のうちから選択)

○ 安全確認ができた際の情報共有の範囲（回答欄(16)）＜選択式＞

→ 「イ 目視により確認」又は「ウ 信頼性に確信が持てる情報を入手したことにより確認」と回答した場合に、安全確認ができた際の情報共有の範囲を回答してください。

本調査項目については、最終的に安全確認できた段階での情報共有の範囲を回答することとし、例えば同一市町村内で情報共有を行い、その上で、他都道府県の市町村又は他都道府県に所在する関係機関等との情報共有により確認できた場合は、「④他の都道府県内の関係機関等との情報共有で確認できた」と回答することになります。

(回答欄(16)：①市町村内で情報共有を行う前に、頻繁な家庭訪問等により確認できた

②同一市町村内の関係部署等との情報共有で確認できた

③同一都道府県内の関係機関等との情報共有で確認できた

④他の都道府県内の関係機関等との情報共有で確認できた

のうちから選択)

○ 回答欄(15)でウを選択した場合の判断根拠となった情報の内容

(回答欄(17))＜記述式＞

→ 「ウ 信頼性に確信が持てる情報を入手したことにより確認」と回答した場合に、市町村においてどのような情報により安全確認ができたと判断したのかについて、記述式で回答してください。

○ 安全確認につながる情報が得られた調査先

(回答欄(18)～(46))＜選択式・複数回答＞

→ 安全確認につながる情報が得られた調査先を全て回答してください。

安全確認につながる情報が得られた調査先とは、把握対象児童に関する情報提供を求めるなどの調査を行い、当該関係部署等からの情報が児童の安全確認につながった場合の部署等のことを指し、当該関係部署等が目視により児童を確認した場合もこれに含まれるものとします。

複数の関係部署等からの情報提供等を組み合わせることで、安全確認につながった児童については、当該情報提供等を行った全ての調査先の部署等を選択してください。

「その他」を選択する場合は別シートに記述式で回答してください。

(回答欄(18)～(46)：該当項目に1(複数回答))

○ 安全確認ができた年月日（回答欄(47)）＜記述式＞

→ 安全確認ができた年月日について「平成〇年〇月〇日」と回答してください。

【問8】

○ 安全確認時等における「虐待又は虐待の疑い」に関する情報の有無

(回答欄(48)) <選択式>

→ 「安全確認できるまでの間」又は「安全確認時」のどちらか一方でも「虐待又は虐待の疑い」に関する情報があれば「情報あり」を回答してください。

(回答欄(48)：情報あり=1、情報なし=0 のうちから選択)

(内容例)

～「虐待又は虐待の疑い」に関する情報の例～

- ・以前から転居を繰り返す世帯として把握があり、適切に乳幼児健康診査／教育等を受けさせていない(疑いがある)場合
- ・調査の過程において、保護者による身体的虐待に関する情報を把握した場合
- ・当該児童の年齢に応じた発育状況を確認できず、保護者から虐待を疑わせる言動(例えば「子どもを外出させていない」など)があった場合
- ・当該児童が重傷(又は死亡)に至っており、保護者の説明、警察の捜査等を通じた情報から、重傷(又は死亡)の原因が保護者からの虐待によるものであることが疑われた場合

○ 回答欄(48)で「虐待又は虐待の疑い」に関する情報ありと回答した場合の当該情報の詳細、安全確認時の児童等の状況(回答欄(49)) <記述式>

→ 「「虐待又は虐待の疑い」に関する情報あり」と回答した場合に、当該情報の詳細、安全確認時の状況を記述式で回答してください。

○ 回答欄(48)で「「虐待又は虐待の疑い」に関する情報あり」と回答した児童に対する市町村、児童相談所等による支援等の状況

(回答欄(50)～(72)) <選択式・複数回答>

→ 「「虐待又は虐待の疑い」に関する情報あり」の児童の安全確認後に市町村、児童相談所等において行った児童及び家庭への支援、措置等について全て回答してください。

「その他」を選択する場合は記述式で回答してください。

(回答欄(50)～(72)：該当項目に1(複数回答))

【問9】

○ 回答欄(8)で「小学生」又は「中学生」と回答し、回答欄(15)で「イ 目視により確認」又は「ウ 信頼性に確信が持てる情報を入手したことにより確認」と回答した場合の安全確認時における児童の就学の状況(回答欄(73)) <選択式>

→ 学年が「小学生」又は「中学生」で、「イ 目視により確認」又は「ウ 信頼性に確信が持てる情報を入手したことにより確認」により安全確認をした把握対象児童について、安全確認時における児童の就学の状況を回答してください。

(回答欄(73)：①小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校に通学し

ている

- ②小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校に在籍しているが、病気等により長期欠席の状態にある
- ③学校以外の教育機関（いわゆるインターナショナルスクール等）に通っている
- ④学校以外の教育機関にも通っていない（就学猶予・免除等の状況にある）
- ⑤把握できない
のうちから選択)

(3) 平成30年11月30日までに安全確認ができない児童について回答する調査項目
本調査項目は、平成30年11月30日時点の状況を回答してください。

【問10】

○ 家族の所在の状況、住所地の住居における居住状況

(回答欄(74)(75)) <選択式>

→ 把握対象児童について、住民票上で同居している保護者や兄弟姉妹等の家族の状況（居住実態の状況）及び訪問調査を行った際の住居の状況（居住している様子があるか等）について回答してください。

なお、「住所地の住居における居住状況」において、「居住状況不明」とは、訪問調査を行ったにもかかわらず、例えばマンションのオートロックで応答がなかった場合等により住民票上の住居の状況が確認できなかった場合をいい、「確認未実施」とは、訪問調査を行っていないなど住居の状況の確認自体を行っていない場合をいいます。

(回答欄(74)：児童以外全員把握、児童のほか1人以上不明、児童とともに全員不明、同居家族なし、確認未実施のうちから選択)

(回答欄(75)：当該家庭が居住している様子あり、当該家庭が居住している様子なし、居住状況不明、確認未実施のうちから選択)

○ 住所地の住居における児童の居住の可能性（回答欄(76)）<選択式>

→ 当該児童が居住している様子の有無について回答してください。

(回答欄(76)：居住している様子あり、居住している様子なし、不明のうちから選択)

【問11】

○ 家庭訪問調査の実施回数（回答欄(77)）<選択式>

→ 把握対象児童と判断して以降に行った家庭訪問調査の実施回数を回答してください。複数の部局で家庭訪問を行った場合は、その合計数を回答してください。訪問場所は、児童の住所地のほか、児童が所在している可能性がある親族宅等も含まれます。

(回答欄(77)：未実施、1回、2回、3回、4回、5～9回、10回以上のうちから選択)

【問12】

○ 把握対象児童の所在等を確認するための調査先

(回答欄(78)～(102)) <選択式・複数回答>

→ 把握対象児童について、所在等を確認するために本調査の担当部署等（児童虐待担当等が要保護児童対策地域協議会の調整機関として調査を行った場合も含む。）が調査を行った先の部署等について回答してください。

なお、「警察署」を選択する際は、警察署に情報提供・相談・協力依頼等を行ったことについて、受け手である当該警察署と認識が共有できている場合に計上してください（回答に当たっては、相談等を行った各警察署に確認してください）。

(回答欄(78)～(102)：該当項目に1（複数回答）)

【問13】

○ 「虐待又は虐待の疑い」に関する情報の有無（回答欄(103)）<選択式>

→ 把握対象児童について、安全確認のための調査等を行う中での「虐待又は虐待の疑い」に関する情報の有無を回答してください。

(回答欄(103)：情報あり=1、情報なし=0 のうちから選択)

(内容例)

- ・以前から転居を繰り返す世帯として把握があり、適切に乳幼児健康診査／教育等を受けさせていない（疑いがある）場合
- ・調査の過程において、保護者による身体的虐待に関する情報を把握した場合

○ 「「虐待又は虐待の疑い」に関する情報あり」と回答した場合の当該情報の詳細・具体的対応（回答欄(104)）<記述式>

→ 「「虐待又は虐待の疑い」に関する情報あり」と回答した場合の当該情報の詳細を、記述式で回答してください。また、「虐待又は虐待の疑い」に関する情報を入手したことによって行った具体的な対応についても回答してください。

【問14】

○ 要保護児童対策地域協議会へのケース登録状況（回答欄(105)）<選択式>

→ 把握対象児童について、要保護児童対策地域協議会へのケース登録状況を回答してください。

(回答欄(105)：登録済=1、登録していない=0 のうちから選択)

○ 回答欄(105)で「登録していない」と回答した場合に要保護児童対策地域協議会にケース登録をしない理由

(回答欄(106)) <記述式>

→ 「登録していない」と回答した場合は、その理由を記述式で回答してください。

【問15】

○ 児童相談所との情報共有・連携に係る依頼状況（回答欄(107)）<選択式>

→ 把握対象児童について、児童相談所との情報共有・連携に係る依頼状況を回答してください。

本調査項目における情報共有・連携に係る依頼とは、市町村から児童相談所

に対して、把握対象児童の存在を伝え、

- ・児童相談所の情報ネットワーク等から安全確認につながる情報を把握した場合は、市町村に即時連絡する
- ・市町村の行う家庭訪問に同行してもらう
- ・児童相談所が把握している情報の提供を受けて、当該児童を把握し、連携して調査することとした場合 等

広く安全確認の取組について情報共有・協力依頼をすることを指します。

要保護児童対策地域協議会を通じて、児童相談所を含めた複数の関係機関に対して情報共有・協力依頼を行った場合も、「依頼済」と回答してください。

なお、「依頼済」については、児童相談所においても市町村から当該依頼を受けた認識があることを確認した上で回答してください。

(回答欄(107)：依頼済=1、依頼していない=0 のうちから選択)

- 回答欄(107)で「依頼していない」と回答した場合に児童相談所に依頼しない理由(回答欄(108))<記述式>
→ 「依頼していない」と回答した場合は、その理由を記述式で回答してください。

【問16】

- 警察との情報共有・連携状況(回答欄(109))<選択式>
→ 把握対象児童について、警察との情報共有・連携に係る依頼状況を回答してください。

本調査項目における情報共有・連携に係る依頼とは、市町村から警察に対して、把握対象児童の存在を伝え、

- ・警察の情報ネットワーク等から安全確認につながる情報を把握した場合は、市町村に即時連絡する
- ・警察において安全確認のために調査を行う
- ・警察が把握している情報の提供を受けて、当該児童を把握し、連携して調査することとした場合 等

広く安全確認の取組について情報共有・協力依頼をすることを指します。

要保護児童対策地域協議会を通じて、警察を含めた複数の関係機関に対して協力依頼等を行った場合も、「依頼済」と回答してください。

なお、「依頼済」については、警察においても市町村から当該情報提供等を受けた認識があることを確認した上で回答してください。

(回答欄(109)：依頼済=1、依頼していない=0)

- 回答欄(109)で「依頼済」と回答した場合に行方不明者届提出の有無(回答欄(110))<選択式>
→ 「依頼済」と回答した場合に、把握対象児童に係る行方不明者届提出の有無を回答してください。

ここで、行方不明者届提出については、児童相談所等の関係機関だけでなく、親族等によるものも含まれます。

本調査項目については、警察署や親族等に確認した上で回答してください。

(回答欄(110)：提出済=1、提出していない=0 のうちから選択)

- 回答欄(109)で「依頼していない」と回答した場合に警察に依頼しない理由
(回答欄(111)) <記述式>
→ 「依頼していない」と回答した場合は、その理由を記述式で回答してください。

【問17】

- 東京入国管理局への出入(帰)国記録の照会(回答欄(112)) <選択式>
→ 把握対象児童について、平成30年11月30日までに東京入国管理局へ出入(帰)国記録の照会を行ったかどうかを回答してください。
(回答欄(112)：照会を実施=1、照会を未実施=0 のうちから選択)
- 海外出国・居住の可能性に関する情報の有無(回答欄(113)) <選択式>
→ 把握対象児童について、安全確認のための調査等を行う中での、海外出国や海外居住の可能性に関する情報の有無について回答してください。
(回答欄(113)：情報あり=1、情報なし=0 のうちから選択)
- 回答欄(113)で「情報あり」と回答した場合に海外出国・居住の可能性に関する情報の内容(回答欄(114)) <記述式>
→ 「情報あり」と回答した場合は、当該情報の内容を記述式で回答してください。

【問18】

- DVで他市町村に避難している可能性に関する情報の有無
(回答欄(115)) <選択式>
→ 把握対象児童について、安全確認のための調査等を行う中での、保護者間のDVで他市町村に避難している可能性に関する情報の有無について回答してください。
(回答欄(115)：情報あり=1、情報なし=0 のうちから選択)
- 回答欄(115)で「情報あり」と回答した場合にDVで他市町村に避難している可能性に関する情報の内容(回答欄(116)) <記述式>
→ 「情報あり」と回答した場合は、当該情報の内容を記述式で回答してください。

【問19】

- 所在等を確認する上で生じている個々の問題点(回答欄(119)) <記述式>
→ 把握対象児童の所在等を確認する上で生じている個々の問題点等について、具体的に記述式で回答してください。

回答上の留意事項

【調査票 2】

1 回答対象

調査票 2 では、市町村ごとに次の①から⑥に掲げる児童数を回答してください。

- ① 把握対象児童の数【問 2】
- ② 把握対象児童のうち、平成 30 年 6 月 1 日から 11 月 30 日までの間に安全確認
ができた児童の数【問 2】
- ③ 平成 30 年 6 月 1 日時点で居住実態が把握できない児童(平成 29 年度調査結果)
に該当する児童の数及び当該児童のうち、平成 30 年 6 月 1 日から 11 月 30 日ま
での間に安全確認ができた児童の数【問 3】
- ④ 上記③のうち、平成 28 年度調査から居住実態が把握できない児童に該当する
児童の数及び当該児童のうち、平成 30 年 6 月 1 日から 11 月 30 日までの間に安
全確認ができた児童の数【問 4】
- ⑤ 上記③のうち、平成 27 年度調査から居住実態が把握できない児童に該当する
児童の数及び当該児童のうち、平成 30 年 6 月 1 日から 11 月 30 日までの間に安
全確認ができた児童の数【問 5】
- ⑥ 上記③のうち、平成 26 年度調査から居住実態が把握できない児童に該当する
児童の数及び当該児童のうち、平成 30 年 6 月 1 日から 11 月 30 日までの間に安
全確認ができた児童の数【問 6】

2 調査項目及び留意事項

【問 1】

- 住所地都道府県名、住所地市町村名（回答欄（1）（2））
→ 都道府県名及び都道府県内の全ての市町村名を回答してください（指定都市
及び中核市を除く。指定都市及び中核市の場合は当該市名を回答してくださ
い。）。
市町村内に把握対象児童が存在しない場合も、市町村名のみ記載してくださ
い。

【問 2】

- 把握対象児童の数（平成30年 6 月 1 日時点）（回答欄（3））
→ 各市町村の把握対象児童数を回答してください。
- 回答欄（3）の児童うち、平成30年 6 月 1 日から11月30日までの間に安全確認
ができた児童の数（回答欄（4））
→ 各市町村の把握対象児童のうち、平成30年 6 月 1 日から11月30日までの間に
安全確認ができた児童数を回答してください。

【問 3】

- 平成30年6月1日時点で居住実態が把握できない児童（平成29年度調査結果）に該当する児童数（回答欄（5））
 - 平成30年6月1日時点で居住実態が把握できない児童（平成29年度調査結果）について、市町村ごとに当該児童の数を回答してください。
- 回答欄（5）の児童のうち、平成30年6月1日から11月30日までの間に安全確認ができた児童の数（回答欄（6））

【問4】

- 平成28年度調査から居住実態が把握できない児童に該当する児童数（回答欄（7））
 - 回答欄（5）の児童のうち、平成28年度調査から居住実態が把握できない児童について、市町村ごとに当該児童の数を回答してください。
- 回答欄（7）の児童のうち、平成30年6月1日から11月30日までの間に安全確認ができた児童の数（回答欄（8））

【問5】

- 平成27年度調査から居住実態が把握できない児童に該当する児童数（回答欄（9））
 - 回答欄（5）の児童のうち、平成27年度調査から居住実態が把握できない児童について、市町村ごとに児童の数を回答してください。
- 回答欄（9）の児童のうち、平成30年6月1日から11月30日までの間に安全確認ができた児童の数（回答欄（10））

【問6】

- 平成26年度調査から居住実態が把握できない児童6人に該当する児童数（回答欄（11））
 - 回答欄（5）の児童のうち、平成26年度調査から居住実態が把握できない児童について、市町村ごとに児童の数を回答してください。
- 回答欄（11）の児童のうち、平成30年6月1日から11月30日までの間に安全確認ができた児童の数（回答欄（12））